

視察都市	岩手県 北上市（人口 92,158 人：令和 4 年 8 月）
視察日時	令和 4 年 10 月 24 日（月） 午前・ <u>午後</u> 2 時 00 分 ～ 午前・ <u>午後</u> 3 時 30 分
視察項目	「議会運営の取り組みについて」 <ul style="list-style-type: none">・ 通年議会の導入・ タブレット端末利用・ 施策の評価、政策提言

◎視察概要

視察項目 「議会運営の取り組みについて」

- ・ 通年議会の導入
- ・ タブレット端末利用
- ・ 施策の評価、政策提言

(1) 説明要旨

「岩手県北上市について」

人口 92,244 人(令和 4 年 9 月末現在)

面積 437.55 km(群馬県桐生市の 1.6 倍程度の広さ)

岩手県内では、もっとも早い時期から工業団地造成や企業誘致に取り組んできた結果、現在は半導体や自動車のほか、機械、パルプ、食品、医薬品など、幅広い業種の企業が立地する県内トップの工業集積を誇る都市に発展しています。

「北上市議会について」

議員定数 26 人(平成 24 年 4 月～)

現議員数 25 人(令和 4 年 10 月 1 日現)

議員の性別 男性 19 人／女性 6 人

議員の年齢層(令和 4 年 4 月 1 日現在)

40～49歳 3人／50～59歳 5人／60～69歳 10人／70歳以上 7人

政務活動費 月額 2万円

会派別構成 新清会 5人／北政会 5人／北新ネット 4人／北上まほろばクラブ 3人／日本共産党北上市議団 3人／無所属 5人

「議会機能から見た議会改革の主な取り組み」

年度	I 市政の監視	II 政策立案	III 市民意見聴取	IV 説明責任
H15	H16 改選 議員定数 32→30名 一般質問に 一問一答方式を導入			
H22			市民と議会をつなぐ会の実施を開始	
"				会議録への賛否者明記
H23	連合審査会の実施		請願・陳情者の意見聴取の実施	
"	議会基本条例の制定			
H24	H24 改選 議員定数 30→26名		各団体と意見交換会実施	
H25				議員間討議の実施
H27			意見交換会にワークショップ形式を採用	
"		政策提言(1件)の実施		
"			広聴広報委員会を15名体制に強化	
H28	通年議会の開始(H27.12～)			
H29		政策提言(4件)の実施	議会モニター制度導入	議員間討議の実施
H30	施策評価を試行			
H31/R1	総合計画調査検討特別委員会の設置(～R2)			
R2	オンライン会議の実施			

●通年議会の導入について

「通年議会を導入する以前」

課題意識① 議会が活動できるのは、会期のみ

議会の活動、主に常任委員会の活動は会期中に限られているため、議会は、市当局が提出した議案を審査するだけのチェック機関になりがちで、議会側から政策的な提言や条例を提案することは難しい状況であった。

必要に応じて調査や市当局との協議は行ってきたが、非公式な協議会であり、物事を決定することはできなかった。

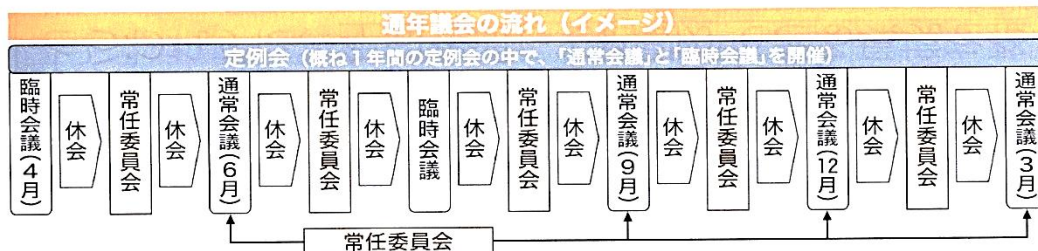
課題意識② 議会を招集し開催することができるのは市長のみ

地方自治法では、「普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。(101条第1項)」と規定されており、議会を開く権限は市長のみが有し、原則として議長が議会を開くことはできなかった。

→2つの課題に対して、通年議会導入の最大の目的は、常任委員会が会期にとらわれずに、年間を通して活動ができる環境を整備すること。平成 24 年度から、通年議会についての検討を開始した。

「通年議会のしくみ」

※改正地方自治法に基づくものではない、定例会を年1回とする通年議会（地方自治法第102条）



会期

定例会・臨時会ごとに設定されていた会期を、ほぼ1年間とし、年4回行われていた定例会を年1回とする。会期は、4月10日から3月20日前後までの、ほぼ1年間とする(事情で変更の場合もあり)。

定期的を開く会議

定例会として行ってきた年4回の定期的を開く会議の名称を「通常会議」とする。一般質問や条例改正の審査などを行うこと、会議の時期(6・・12・3月)、開催期間は、それまでの定例会と同様。

緊急に開く会議

年1回の定例会の会期中においては「臨時会議」、定例会終了後(3月20日前後)から3月31日までの間においては「臨時会」をそれぞれ必要に応じて開催。

会議を開く者

通年議会では、年度当初(4月10日前後)に市長が会期をほぼ1年間とする定例会を開き、その会期中に行われる通常会議や臨時会議は議長が開く(定例会が休会している状態から、議長が「再開」して通常会議等を開く)。なお、市長から議会開催の請求があった場合は、議長は1週間以内に必ず開催することを義務づけている。

→北上市議会では、現行制度の仕組みを残しながら、会期をほぼ1年間に。

「通年議会導入の際に改正した条例等」

北上市議会定例会の回数を定める条例の一部改正

市議会定例会の回数を年 1 回とし、その会期をおよそ 1 年間とすることで議会の活動を年間通してできるようにするもの。施行日は平成 28 年 1 月 1 日。

改正前 北上市議会定例会は、毎年 4 回とする。

↓

改正後 北上市議会定例会は、毎年 1 回とする。ただし、議会が解散されたときまたは議員が全てなくなったときは、これを変更するものとする。

北上市議会会議規則の一部改正

通年議会の導入に伴い、定例会の会期中における各会議の名称やその開催方法、一事不再議の取り扱いについて新たに規定するなどの改正。施行日は公布の日。

通常会議・・・定期的に開く会議。6 月、9 月、12 月、3 月に開く。ただし、特に必要があるときは、前月に繰り上げ、または翌月に繰り下げて開くことができる。

臨時会議・・・臨時に開く会議。

・臨時会議の開会

市長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会議の開会を請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあった日から 7 日以内に会議を開かなければならない。

・一事不再議（会議期間中に適用）

改正前 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

↓

改正後 議会で議決された事件については、同一会議期間中(臨時会においては、その会期中)は再び提出することができない。

・発言の取消し又は訂正（会議期間中に限る）

改正前 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し[略]

↓

改正後 発言した議員は、その会議期間中(臨時会においては、その会期中)に限り、議会の許可を得て発言を取り消し[略]

専決処分事項の指定についての議決の一部改正

<地方自治法 179 条>

普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことが出来ないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することが出来る。(以下略)

通年議会では、議会は常にかかれており、法第 179 条で規定している「議会を招集する時間的余裕がない」に該当しないため、これまで法第 179 条に基づき専決処分していた事件については、その都度本会か、法第 180 条の専決処分事項に指定しなければいけない。

<地方自治法 第 180 条>

普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

通年議会導入前は 2 項目を指定

- ・議決した工事の請負契約の 500 万円以内の変更契約
- ・1 件 100 万円以下の損害賠償の額を決定すること並びにこれに伴う和解及び調停

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分事項について、新たに 5 項目を追加して指定。

- ①災害や突発的な事故等により、応急に必要となる維持補修や工事等に係る予算の補正
- ②解散、欠員などの理由に基づく選挙費に係る予算の補正

③予算の繰上充用

専決処分事項の指定についての議決の一部

④市営住宅の家賃滞納者に係る和解及び調停

⑤関係一部事務組合又は広域連合の規約の変更または構成市町村の増減

※④,⑤については、通年議会実施が原因ではなく、事務事業の効率化のために今回の改正に合わせて追加したもの。

審査の継続(先例として)

常会議終了後もなお審査を継続する際の取扱いは次の2通り

①3月の通常会議終了後

通常会議終了と同時に定例会が閉会して会期が終了するため、「閉会中の継続審査」の申し出を行う。さらに、審査を継続する理由を明らかにするため、通常会議最終日に中間報告を行う。

②6月、9月、12月の通常会議終了後

通常会議終了後も会期は継続するため、「閉会中の継続審査」の申し出は行わない。ただし、審査を継続する理由を明らかにするため、通常会議最終日に中間報告を行う。

議会基本条例の一部改正(平成28年3月改正)

(通年議会)

第6条 議会は、年間を通じた議会活動を行うため、定例会の会期を通年とする。

2 通年議会の実施に関して必要な事項は、別に定める。

→通年議会の明文化

「通年議会導入までの経過」

平成24年度 議会改革推進会議

→先進議会による通年議会導入が話題となる。

議会改革推進会議(平成24年8月から)

議会改革を検証し、継続的な取り組みとするため設置。特別委員会ではなく地方自治法第100条第12項の「協議又は調整を行うための。決定機関ではなく、諸課題を掘り起し、方向性を検討する会議。検討した内容は、担当となる委員会などで実施に向けた協議をする。常任委員長、議会運営委員長、広聴・広報

委員長は、構成員となる。

平成 25 年 5 月 議会改革推進会議

通年議会の導入に向けた検討に入ることを決定。

平成 25 年 8 月 各派表者会

各会派の意見を次のとおり整理した。

- ・通年議会を導入するという方向性であること。
- ・導入に当たっての検討事項、当局との事務のすり合わせ、事務局体制等、課題を整理し十分に議論して進めること。
- ・研修会を行い、通年議会の認識を深めること。また、その際には当局にも参加してもらうこと。

平成 25 年 8 月～26 年 3 月 議会改革推進会議

検討の結果、次のとおり通年会期を実施すべきと議長に報告することとした。

→改正地方自治法に基づくもの

平成 26 年 5 月 議会運営委員会

今後は議会運営委員会において通年会期制の検討を行うことを確認。平成 27 年 4 月 1 日からの実施を目指すこととした。

平成 26 年 11 月 議会全員協議会

通年会期制に向けた議会運営委員会の検討経過を全議員に説明。議会運営委員会の案は、年度末の市税条例の改正を専決処分の指定項目としていたが、反対意見が出されたことから、市当局との協議と並行しながら調査することとなった。

平成 26 年 12 月 通年会期制導入の協議を市長に申し入れ

平成 27 年 1 月 市当局への説明会

市の部課長級職員を対象に、通年会期制の説明会を開催。

平成 27 年 2 月 議会運営委員会

年度末の条例改正の専決処分について、「年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の改正を行うこと」に「ただし、市の裁量の余地がないものに限る」と加えることで協議した。

平成 27 年 3 月 当局から協議への回答が示される

当局からは、年度末における法令等の改正に伴う必要な条例改正には、ただし書きを加えず、例外なく専決処分項目に指定願うとの回答であった。ただし書きが実質的には意味を持たないこと(条例の規定に裁量の余地がないということはない)。法律の公布時期(時刻)により、議案提出が困難であることが理由。

平成 27 年 4 月 議会運営委員会

これまで検討してきた通年会期制の問題点を解決する方法として通年議会が考えられることから、通年議会を導入することで検討を進めていくこととした。

通年議会では、議会の閉会期間が生じるが、市長の招集が遅くならないように「招集時期を定める規則」で原則として 4 月に定例会を招集するよう規定することを協議。

平成 27 年 5 月 議会全員協議会

通年議会の導入について説明し、了解を得た(市長に通年議会を導入することについて協議を申し入れた)。

平成 27 年 8 月 議会議

通年議会関連条例等を上程。全議案原案可決。

- ・北上市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例
- ・北上市議会会議規則の一部を改正する規則
- ・専決処分事項の指定についての議決の一部改正

平成 27 年 12 月 議会本会議

通年議会導入。会期を平成 28 年 3 月 10 日までの 99 日間と決定。

平成 27 年 8 月 市長から通年議会の導入について同意する旨の回答を受理

平成 27 年 8 月 議会運営委員会

市長からの回答を受け、通年議会の導入に必要な条例等を 9 月定例会に上程するため、準備を進めることとした。

平成 27 年 8 月 議会全員協議会

通年議会導入のための関係例規及び申し合わせ事項の改正案について了承を得た。

平成 28 年 3 月 市議会本会議

本条例に通年議会の規定を追加する一部改正を可決。

平成 28 年 4 月 市議会本会議

改選後の初議会。会期を平成 29 年 3 月 24 日までの 347 日間と決定。

→本格的に通年議会がスタート

「通年議会導入の市民周知」

議会広報紙に掲載して市民に周知

→市民生活の変化に直結するものではないため、それ以上の周知には取り組んでいない(きたかみ市議会だより H27 年 10 月発行)。

「通年議会導入の効果」

議会の活動が年間を通して可能となった

①チェック機関から政策提言を行う機関へ

通年議会実施により、議会の活動は年間を通して行うことができるようになった。常任委員会の活動が活発化し、これまで以上に調査・研究を行うことで、市当局だけでなく議会側からも政策的な提言を行うようになった。

②市民などからの請願・陳情に速やかに対応

請願や陳情の審査は、これまで主に定例会の会期中に行ってきたが、議長が緊急を要する案件であると判断した請願や陳情については、速やかに所管の常任委員会が審査を行うことができるようになった。

議会の意思による議会開催が可能となった

意見書の提出などの議会側が提案する議案は、市長が開く定例会や臨時会で、市当局側が提出した議案と合わせて提案されてきた。これは、議会側に議会を開く権限がなかったことと、主に議会側の議案を提案する常任委員会が会期外に活動できなかつたため。そのため、これまでは時機を逸して意見書の提出を断念することもあつたが、通年議会の導入により、いつでも速やかな議会開催が可能となった。

●タブレット端末の運用について

「タブレット端末導入までの経過」

平成 24 年 10 月 議会改革推進会議

資料の閲覧や記録のために、議場へのパソコン持込みについて検討してほしい。

→簡単に議案等の閲覧ができるタブレット端末を導入している例があることから、議会運営にどのような効果があるのか研究することとした。

平成 25 年 10 月 会派の先進地視察

議員 5 名が神奈川県逗子市議会を視察し、クラウド文書共有システムについて研修した。

平成 27 年 1 月 市政調査会研修会

タブレット端末の特徴と地方自治体・議会における活用テーマに、全議員対象の研修会を実施した。全議員でタブレット端末の操作を体験することで、不安感を払拭。その後、導入反対の意見は出されなかった。

平成 27 年 1 月 会運営委員会視察

滋賀県大津市議会と三重県鳥羽市議会を視察。タブレット導入によるペーパーレス化と事務の効率化、本会議における活用状況について研修した。

平成 27 年 6 月 議会改革推進会議

タブレット端末の導入に向けた課題(使用条件や費用負担等)について整理。平成 28 年 4 月の改選以降にスタートできないか検討を進めることとした。

平成 27 年 12 月

当局との折衝(実施計画ローリング)の結果、平成 28 年度の予算編成においては見送ることとなった。

平成 29 年 3 月 3 月通常会議

タブレット端末の導入費用を含む平成 29 年度予算が成立(議会費及び総務費に計上)。

平成 29 年 5 月 議会全員協議会

タブレット端末の変更(当初予定 9.7 インチ→12.9 インチ)、通信費の計上等、6 月の補正予算について、各派代表者会を経て、議会全員協議会で確認した。

平成 29 年 7 月 議会全員協議会

電子会議システムの選定について協議し、Side Books が最も好ましいとの結論に至った。

平成 29 年 11 月 各派代表者会

貸与及び運用規程、今後のスケジュール、経費負担について協議。タブレット端末は、公務だけでなく政務活動でも使用できることとし、政務活動費から月額 2,500 円を負担することで協議が調った。

平成 29 年 11 月 議会全員議会

『会議等タブレット端末貸与及び運用規程』について協議の上、同日告示。タブレット端末を配布し、基本操作研修を実施した。当面は紙媒体と会議システム及びメール等を併用することとした。

平成 30 年 2 月～

紙媒体との併用期間を終了し、資料や議案は電子会議システムでの配布のみとした。

【例外】

議事日程：1 日程議案を見ながらでも日程を確認ようにするため

予算書・決算書：前年度と比較しやすいため

(タブレットで 2 つのファイルを開くと文字が小さくなる)

人事案件の議案：議場で配布するため

→無理に全てをペーパーレスにしないで、紙媒体の良さも残す

「システム概要」

導入台数

・セルラー《議会契約 2 年》

議員：26(ドコモ 月 10G 共有) →100G だとゆとりあり

・Wi-Fi《当局契約 5 年リース》

議会事務局：9(予備 2 台)

当局：50

〔 三役部長級 16(議会事務局長除く)
選管委員長・代表監査委員・農業委員会会長 3
総務・企画.財政各課 6、共用 15 〕

→庁舎の外で持ち歩くことがないことから Wi-Fi モデル

契約ユーザー数等

・ Side Books

100 ユーザー(85+15 予備) ※ライセンスは 50 人単位

クラウド本棚 当初 1G(30 年 2 月から 11G)

議案や会議資料のほか、総合計画等の各種計画、市広報紙や議会だよりまで掲載したため、使用量が増加した。1 回の議会(通常会議)の議案等の使用量は 20～200M 程度。現時点での使用量は 6G 程度。

・ GSuite (現 Google workspace)

35 ユーザー(議員 26+事務局 7+予備 2)各 30G

「導入費用の概算について」

1 議会予算分(設計額:26 台分の月額)

基本料 44,200 円

インターネット 45,400 円

端末制御 7,800 円

補償オプション 15,600 円

タブレット端末(64G) 110,500 円

月々サポート<値引> -58,500 円 →端末料金と値引は 24 カ月まで

(税抜) 165,000 円

実際の契約額では、5 年間の平均月額が 1 台あたり税込 5,000 円程度。

2 当局予算分

タブレット端末・収納ラック 月額 102,500 円

無線 LAN 機器(ルーター、アクセスポイント等) 月額 118,800 円

電子会議システム 当初額 月額 72,300 円

保存領域追加後 月額 109,100 円

会議システム操作研修(当局 1 回・議員 1 回)	185,800 円
消耗品(保護ケース・イルム、アップルペンシル等)	666,700 円
そのほか月々の通信料	

「会議等タブレット端末貸与及び運用規程」

(端末機の貸与)

第 4 条 議長は、会議システムの使用及び議員活動に資するため、議員に端末機を貸与するものとする。

2 議員でなくなったときは、速やかに端末機を議長に返却しなければならない。

(端末機の帰属)

第 5 条 端末機は、北上市議会に帰属するものとし、議会事務局において管理する。

(電子メールによる通知等)

第 6 条 議員及び議会事務局は、各種通知及び連絡等を電子メールで行うことができる。ただし、印鑑等の押印が必要な場合は、電子メールによることができない。

(端末機の携帯)

第 7 条 議員は、会議等に出席するときは端末機を携帯するものとする。

(端末機の使用制限)

第 8 条 議員は、会議等のほか公務及び政務活動において必要な場合に限り端末機を使用するものとする。

→政務活動にも使用できることとし、政務活動費から月額 2,500 円を負担

(遵守事項)

第 9 条 議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 端末機を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- (2) 情報の受発信は、議員の責任において行うこと。
- (3) 端末機及びデータを適正に管理し、紛失、き損等の防止に努めること。
- (4) 善良な管理により端末機を使用し、正常な状態において維持保全すること。
- (5) 市議会及び市の情報システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処すること。

「タブレット端末導入の効果」

環境への配慮・コスト削減

- ・紙と印刷費の削減

→H30年2～3月2ヶ月間の削減は6万枚程度と試算。これまで160セットほど印刷していた議案は報道用・傍聴用など40セットに減少。

事務改善

- ・議会事務局の事務改善

→議員への通知事務や会議準備の効率化・省力化

- ・当局の事務改善

→議案等の印刷製本に係る事務の減少

情報共有・収集の強化

- ・議員への連絡の迅速化

→郵送やFAXと比較し、大きな容量の資料でも即時に配布可能に

- ・会議資料の共有

→所属していない委員会の資料の閲覧も可能に

- ・会議の効率化

→資料の事前確認が容易になり、効率的な会議が可能に

→過去の資料の確認やインターネットを用いた検索により"情報のあやふやさ"を回避し、効率的な会議が可能に

「今後の課題」

- ・研修の方法

議員個々の使用状況やスキルに幅があり、研修内容の設定が難しい。

- ・電子メールによる通知の確認

メールの確認は最低でも1日1回(午後5時以降に)確認することとしているが、議員間でメールの確認頻度に差が生じており、至急の連絡の場合には電話での確認を要する。

・資料の保管期間

容量の都合上、Side Books への保管は期間を定める必要がある。仮に 2 期分の 8 年とした場合、期間経過後の資料の保管方法を検討する必要がある(現状では、議員でなくなりタブレット端末を返却すると、過去の資料を見ることができない)。

●オンライン会議の運用について

「オンライン会議導入までの経過」

令和 2 年 4 月 北上市議会新型コロナウイルス感染症対策会議

感染症発生に備えてオンライン会議の検討が必要ではないか。

一令和 2 年 4 月 30 日総務省通知も踏まえて、例規等の改正や必要なシステム・設備について検討を開始。

令和 2 年 5 月 北上市議会新型コロナウイルス感染症対策会議

3 回の会議を経て、6 月通常会議で会議規則の改正を行い、当局側予算によるオンライン会議システムの導入等について方向性を確認。

令和 2 年 6 月 議会内での協議

議会運営委員会、各派代表者会、議会全員協議会を経て本会議に会議規則の改正を提案する事に合意。合わせてオンライン会議システム(ライブオン)の動作確認、議員タブレットへの設定作業、操作研修、3 常任委員会・議会運営委員会でのテストを実施。

令和 2 年 6 月 通常会議最終日

会議規則の一部改正を議決し、同日で北上市議会オンライン会議要領を制定。

(常任委員会での意見)安価なオンライン会議もあり、比較検討が必要ではないか。

令和 2 年 7 月議会運営委員会

主要なオンライン会議システム(無料・有料)の中から事務局が 3 つのシステムを選定し、実際にオンライン会議を実施し、Zoom を選定。

令和 2 年 7 月 補正予算対応

新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算に関連費用(オンライン会議システム・スクリーン及びプロジェクター、PC 等)を計上することとした。

※7 月～9 月のオンライン会議はライブオンで実施

令和 2 年 8 月 補算成立

ただちに Zoom や関連備品等の契約事務を実施。

令和 2 年 10 月 Zoom 導入

オンライン会議システムを Zoom に切り替え、Zoom の動作確認、議員タブレットの設定作業、Zoom 操作研修を実施。

令和 2 年 10 月 市政調査会

姉妹都市である柴田町と議会オンライン交流会を Zoom にて開催。

令和 2 年 11 月 Zoom 操作研修その 2

会派等でオンライン会議を行う環境を設定し、必要に応じて会派等ごとの研修会を実施。

令和 2 年 12 月 通常会議

新型コロナウイルス感染症が拡大していたことも踏まえ、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会において、条例審査をオンライン会議で開催。

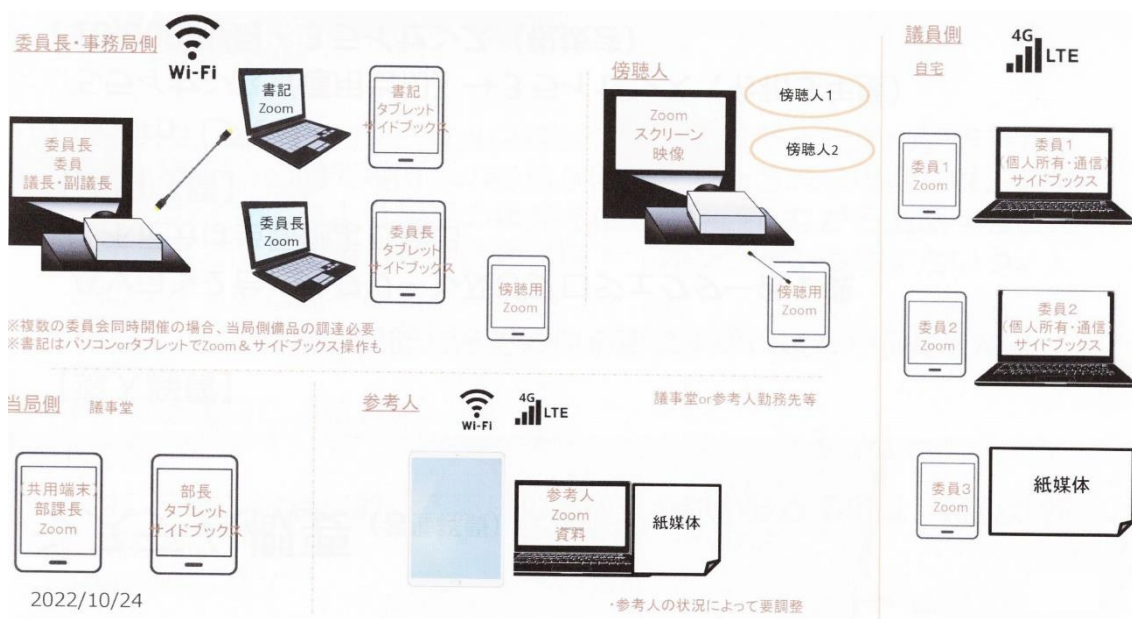
令和 3 年 1 月 議員向け操作研修の開催

議会全員協議会や 3 月通常会議のオンライン開催も想定し、議員向けの操作研修会(タブレット基本操作、Gsuite 基本操作、サイドボックス基本操作、Zoom 基本操作など)を事務局側で開催。

令和 3 年 1 月、2 月 議会全員協議会

感染拡大が進んでいたことから議会全員協議会をオンラインで開催。

「システム構成(常任委員会審査の目安)」



「システム概要(各種経費)」

【導入経費】

・ 備品

パソコン 2 台、スクリーン及びプロジェクター各 1 機

※ 不足分は当局側より貸出

【運用経費】

・ Zoom (プロ)

5 ライセンス(運用当初)→3 ライセンス(令和 3 年度)

10,000 円/月・3 ライセンス(税抜き)

最大 100 人の参加者をホスト、ミーティング時間無制限

1GB 分のクラウド録画、ユーザー管理

※議員の通信料は現行のタブレット契約内で対応できている

→大半が自宅に WiFi 設備あり。

「北上市議会会議規則の一部改正」

【規程の追加】

(オンライン会議)

第 89 条の 2 新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員が委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが出来る方法を活用した委員会(以下「オンライン会議」という。)を開催することができる。

2 オンライン会議の開催方法その他必要な事項は議長が別に定める。

(挙手又は起立による表決)

第 129 条 オンライン会議における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

「北上市議会オンライン会議要領」

(運用の目的)

第 2 オンライン会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、「三密」を避けた会議の開催により議会内での感染拡大を防ぎ、議会が非常時においても議決機関としての機能を維持することを目的とする。

(運用する会議)

第 3 運用する会議は、北上市議会委員会条例(平成 3 年北上市条例第 175 号)に定める常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会等並びに会議規則第 164 条に定める「協議の場」とする。

(運用基準)

第 4 オンライン会議は、別表に定める基準により運用することとし、会議を招集する者(以下「委員長等」という。)が開催を決定し、議長に通知するものとする。

なお、会議を招集する者が議長である場合は、議長が開催を決定する。

2 別表の適用期間は、新型コロナウイルス感染状況の区分ごとに最後の感染者が確認された日から 7 日間経過後に委員長等が判断するものとする。

北上市議会オンライン会議要領

(開催する場)

第 5 議員は、原則として自宅においてオンライン会議に出席することとする。なお、その環境は、個室とし、室内に他者がいないこととする。

ただし、委員長等は、特別な事情がない限り議事堂において出席することとする。

(会議の運用方法)

第 7 オンライン会議の運用方法は、次のとおりとする。

(1) オンライン会議の進行については、出席者の確認や意思確認を正確に確実にを行うため、進行手順を別途定めるものとする。

(2) オンライン会議で使用する資料については、会議システム(サイドックス)に掲載するが、必要に応じて紙資料の配布も行うものとする。

(3) オンライン会議出席の際の服装は、議事堂に参集するときと同様とする。

(4) 議員は、オンライン会議の出席に当たり資料の確認及び質疑等の準備を行い、委員会等が効率的に進行できる態勢を整えて会議に臨むものとする。

(表決)

第 8 オンライン会議での表決は、挙手により行い、委員長等を認定して可否を宣告する。ただし、その多少を認定しがたいとき又は委員長等の宣告に対して出席者から異議があるときは、委員長等は出席者全員から口頭により確認する方法で表決をとる。

また、委員長等は、オンライン会議の採決システムを使用できる場合は、議題を可とする者の多少を認定して、可否の宣告をすることもできるものとする。

「オンライン会議の活用実績」

3 本格運用績(R2 年度) 合計 28 回 →(参考)R3 年度 合計 88 回

・ 議会運営委員会	小計 9 回
・ 議会全員協議会	小計 2 回
・ 常任委員会	小計 9 回
・ 新型コロナウイルス感染症対策会議	小計 2 回
・ 広報委員会	小計 4 回
・ 広聴委員会	小計 1 回
・ 議会改革推進会議	小計 1 回

→その他、正副委員長等との打ち合わせ、会派の打ち合わせにも活用している
「今後の課題」

・研修の方法

議員個々の使用状況やスキルに幅があり、研修内容の設定が難しい。

・Zoom のバージョンアップへの対応

システム仕様が頻繁に行われ、キャッチアップが難しい。

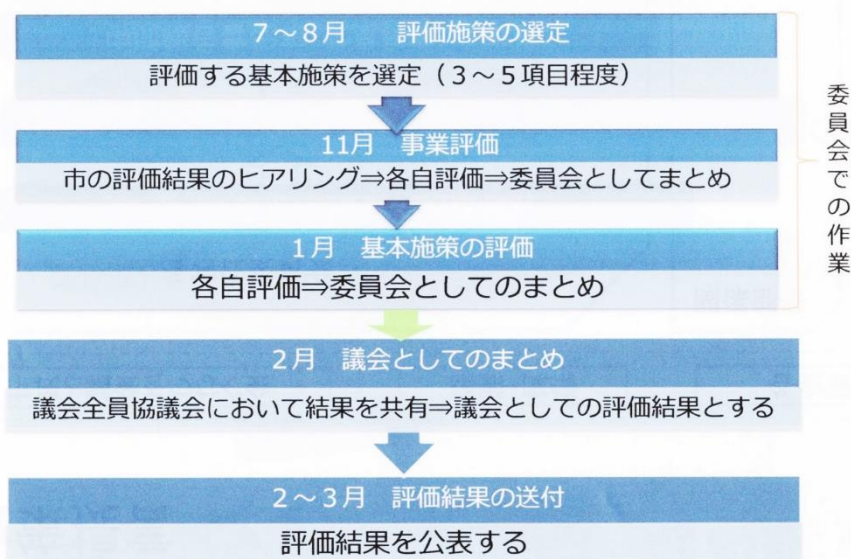
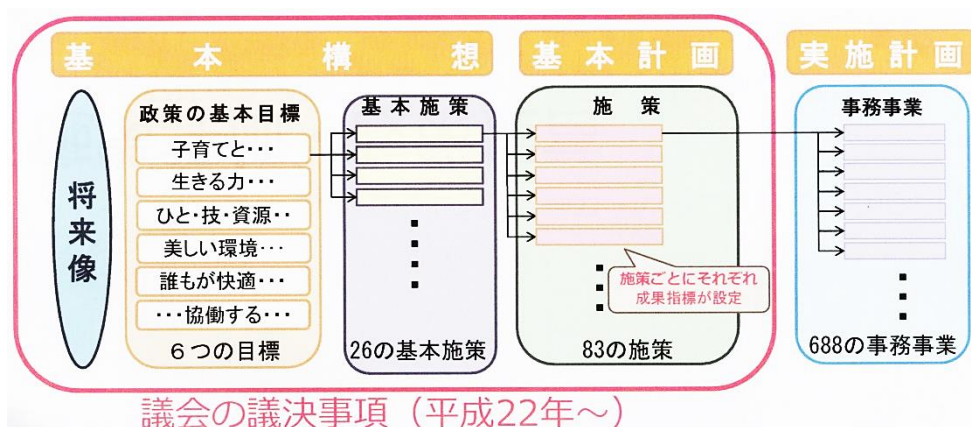
・音声環境の改善

パソコンやタブレットのマイクスピーカーのみでは聞きとりにくい場合がある。

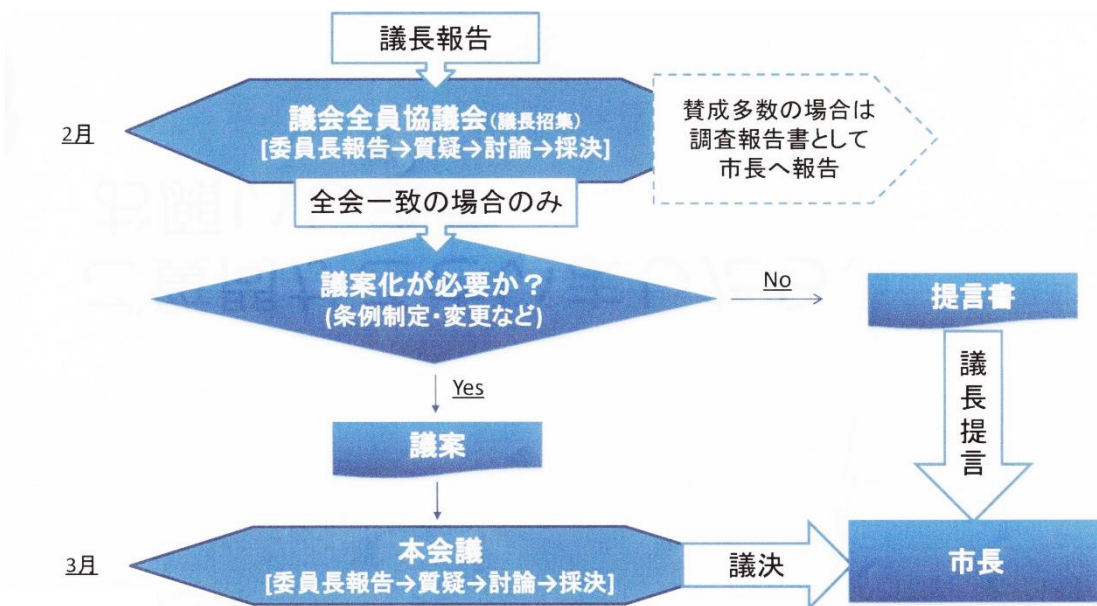
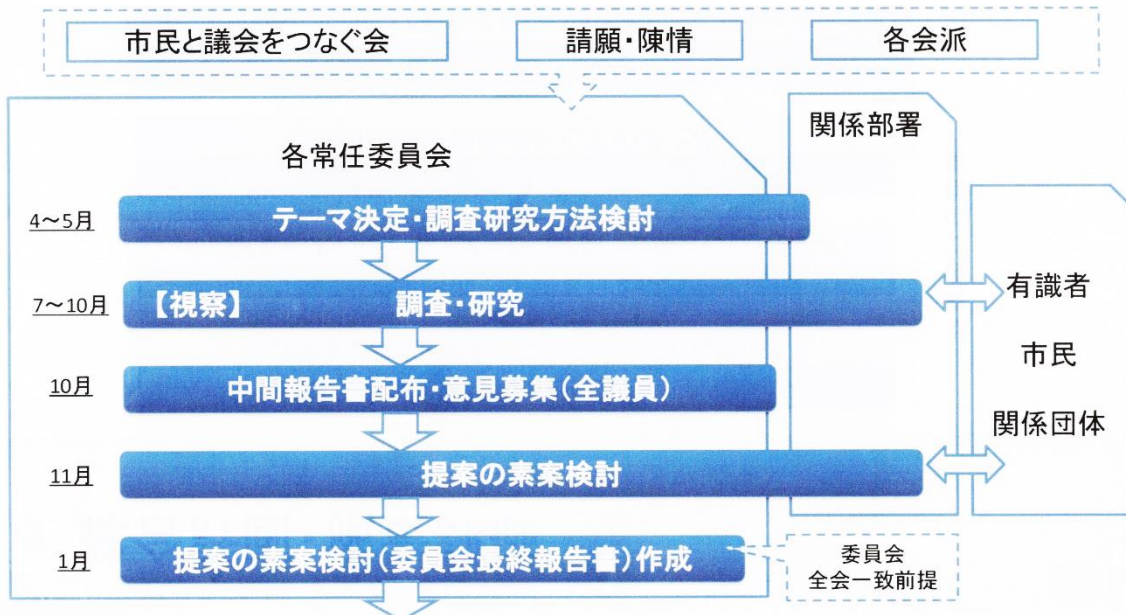
●施策評価・政策提言

「総合計画・施策評価」

総合計画は、北上市の目指すべき姿を示し、その実現化に向けたまちづくりの基本方針を定めるもので、市が定める計画の最上位にあるものです(自治基本条例では 第 13 条に規定)。



「政策提言」



説明担当者：北上市議会事務局 小原昌江 局長
 北上市議会 議会運営委員会 藤本金樹 委員長

(2) 主な質疑応答

●通年議会について

久保田委員より 常任委員会の動き方は との質疑があり、小原局長より 定例会中以外の活動があまりされていなかった。導入するにあたって提言をしていこう、調査をしていこう、そのようなことに結び付くように意識して実施をされるようになった。委員会の活性化への効果はあった との答弁があった。また、藤本議運委員長より 通年議会前も不便だとは思っていなかった。通年議会になった時間が増えた分、議論の中身が深まった。2年間の間に必ず1件は提言を出そう、そのための議論の場が何回もできる との答弁があった。

久保田委員より 当局と議会の関係性において、当局からの反対はなかったかとの質疑があり、小原局長より 必要な時だけ呼ぶようにしてください、という申し合わせがあったことから、あまり渋るようなことはなかった との答弁があった。

久保田委員より 通年議会に対する市民の反応はどうだったか との質疑があり、藤本議運委員長より 直接市民生活に関わるものではない。通年議会になったんだね、という程度の反応だった との答弁があった。

久保田委員より 議会の変化に対する市民からの反応は との質疑があり、藤本議運委員長より 議員の定数そのまま報酬を上げることができた。市民に見ていただきながら時間をかけて議論をしていくことができたので、理解していただくことができた との答弁があった。また小原局長より 議員の活動量を調査して、委員会の時間が増えているということも市民の皆様を示しながら、皆様にご理解をいただいた との答弁があった。

園田委員より 通年議会では議長が議会を再開しなければいけない。議案によって会議を開くかどうかをどのように判断しているのか との質疑があり、小原局長より 議案は条例改正については通常会議に出していただく。人事院勧告による給与改定や契約案件などの期限があるものは臨時会議という形となっている との答弁があった。

園田委員より 補正予算が出てきたときに、数字合わせのような場合などでも臨時で開くのか との質疑があり、小原局長より 単なる繰越のようなものが単独で補正予算で組まれることはあまりない。臨時交付金に関するものや工事との抱き合わせが多い との答弁があった。

園田委員より 議長には報告があると思うが、臨時会議を開くかどうかは議長采配なのか との質疑があり、小原局長より 事前に当局や事務局、議長との間でやり取りがあるので、それらを踏まえて議長が招集している との答弁があった。

園田委員より 昨年度だと臨時会は何回程度実施したのか との質疑があり、小原局長より 昨年度は9回の臨時会を行った との答弁があった。

園田委員より 所管事務調査の進め方は との質疑があり、小原局長より 年度初めに委員会の中でどのような活動をするのかを決定する。そのテーマに沿った活動を行っていく との答弁があった。

辻委員より 議員の活動時間が増えたというが、どの程度増えたのか との質疑があり、小原局長より 審議時間は年間1050時間程度であった。完全に通年議会前後で比較したという資料はない。平成8年から報酬が変わっていない。令和2年から報酬が上がった。委員会で年間115時間増える試算となる との答弁があった。

辻委員より 年度末の税制改正が絡む3月31日の問題についてはどのように対応しているのか との質疑があり、小原局長より 完全通年議会ではなく、通年で1回の会期とした。専決の要件の中に入れて対応している との答弁があった。

●タブレット端末（オンライン会議）について

久保田委員より 法的には採決まで一連の流れで行えるのか との質疑があり、小原局長より あくまでも委員会の中ではあるが、挙手による確認を行っている との答弁があった。

久保田委員より 総務省への問い合わせは との質疑があり、小原局長より 総務省からの通知に沿ってできる形を検討し実施している との答弁があった。

●施策評価・政策提言について

園田委員より 施策評価の公表後の対応は との質疑があり、藤本議運委員長よりこれまでは当局の評価を議会が評価していた。実際にはどういう事業をやってどう影響があるのかを評価していかなければならない。そこについて方向性を検討している との答弁があった。

久保田委員より 総合計画の議決範囲は との質疑があり、小原局長より 自治法で議決対象ではなくなった部分を追加した との答弁があった。

久保田委員より 政策提言における全員協議会での全会一致のハードルは との質疑があり、藤本議運委員長より 当初は全会一致で決まってきた。最近では反対の事例もあり、文言の修正等で対応することもある との答弁があった。

山之内委員長より 条例化の有無の判断は との質疑があり、藤本議運委員長 これまでは条例案まではなかったが、そこまでできるようにしている との答弁があった。

(3) 参考になる点及び課題

通年議会の導入について、北上市議会では通年議会を導入するにあたっての課題認識として「議会が活動できるのは会期のみであること」と「議会を招集し開催することができるのは市長のみであること」を挙げています。1つ目の課題については、通年議会を導入していない桐生市議会においても閉会中の継続審査に付することで議会が開かれていない時期でも所管事務調査などの活動が可能となっており、指摘されている課題点の解決のために通年議会の導入が必須であるのかについては検討が必要となります。2つ目の課題については、専決処分にするのか臨時会を開くのかといった部分を加味すると、通年議会の導入によって一定の改善が見込まれると考えられ、桐生市議会でも通年議会の議論において参考になると考えられます。一方で、北上市が通年議会を導入するに至った課題や効果をお伺いする中で、桐生市議会としては通年議会を導入することなく、既に通年議会に準じた動きができていているということを認識することができ、現在の桐生市では通年議会の導入について検討をするには更なる研究が必要だと捉えられます。北上市では、通年議会を導入した結果、議員の活動時間が 115 時間増え、その実態を市民の皆様に説明する中で議員報酬の増額が

実現できたとの説明もありました。議員活動の活発化を数値で示すことは、議員報酬の部議論においても市民への説明責任を果たすうえで重要な指標となることから、たいへん重要な取り組みであると言えます。

続いてタブレット端末の運用について、北上市では平成 24 年の議会改革推進会議から議論をスタートしており、全国でもかなり早い段階から検討が進んでいたことが伺えます。しかしながら、最終的には平成 29 年 3 月議会においてタブレット端末の導入費用を含む予算が成立しており、導入の検討開始から実際の導入決定まで 5 年ほどの歳月がかかったことは、導入に向けた議論の難しさを表している事例とも言えます。視察の中では、公務と政務の線引きについて、紙媒体の良さを残している部分について、財政上における負担やコストの削減効果、及び環境負荷の低減などについて具体的な事例が示され、たいへん参考になりました。桐生市議会としては、議会改革調査特別委員会も含めて、タブレット端末の導入について調査・研究を行ってきたわけではありますが、現在新庁舎整備に伴い仮議場での議会開催となっている現状等を鑑みの中では、新たな議場の併用開始に間に合うように、北上市の事例も参考にしながら具体的な議論を進めていかなければならない段階です。北上市議会が 5 年間の検討期間を有したことから早急な議論の進展が必要と考えられます。

「オンライン会議」の運用につきましては、北上市では令和 2 年 4 月 6 月通常会議で会議規則の改正を行うなど、スピーディーな議論が進められたことが伺えます。その背景の中には、既に議員全員がタブレット端末を所有する環境が整っていたことが大きいものと考えます。システム導入に当たってはパソコン 2 台、スクリーン及びプロジェクター各 1 機、Zoom のライセンス料などの経費がかかっており、制度づくりのみならず予算の確保や、議員個人の自宅の Wi-Fi 環境整備なども重要となることが確認できました。北上市ではオンライン会議の運用に当たって「北上市議会会議規則」などを一部改正して対応しているとのことでしたが、桐生市議会でもオンライン会議の導入を検討する場合には、これらの課題に加えて、まずは共通のタブレット端末の導入についての議論が必要であり、こちらも新庁舎整備の完了に間に合う形での具体的な議論の進展や制度の整備が必要です。

最後に「施策評価・政策提言」についてです。北上市議会では市の総合計画の施策を 3～5 項目選定し評価を実施しています。この仕組みは非常に先進的であり、議会のチェック機能として重要な役割を果たすことが期待されます。一方で、桐生市では当局による施策の評価が実施されていない状況などもあり、まずは当局又は第三者機関による施策の評価が実施されたうえで、それらを検証するための議会主導による施策の評価という流れを構築していくことが必要だと言えます。「政策提言」の部分については、有識者や市民、関係団体との対

話をしっかり組込んでいること、北上市議会では各常任委員会で取りまとめた提言を全員協議会に諮り、全会一致の場合のみ市長に提言を行うといった手法を取っていることなどが特徴的な部分です。桐生市議会の委員会での予算要望においては委員会での全会一致を求めているものの、議員全員の承認は得ておらず、北上市議会の方法の方がハードルは高いように感じます。一方で、全員協議会での全会一致という重みを持って市長に提言をするということは、民意を代表する議会の総意であることから市長に対する大きな影響力をもった提言になるとも言えます。

今回の視察では、北上市議会がそれぞれの項目において先進的な取り組み行ってきたことが確認でき、桐生市議会においてもこれらを実行する際の各段階においてどのような動きをしたら良いかという部分において、北上市議会の事例はたいへん参考になるものと言えます。

◎視察成果による当局への提言または要望等

通年議会においては、迅速対応等でのメリットがある一方で、議会運営上の課題などのデメリットも多くみられます。桐生市においては通年議会を導入せずとも既に通年の委員会活動が実現できており、直ちに通年議会を導入する状況にはありませんが、北上議会の例に見られるような通年議会のメリットやデメリットを把握する中で、通年議会に対する研究を深めていくことが大切であり、議会運営全体の見直しにあたっては当局と連携した調査・研究が必要と考えます。

議会 ICT 化の一環として北上市で取り組まれているタブレット端末の導入は桐生市議会としても検討していくべき先進的な事例となります。限られた予算の中で議会の ICT 化を推進していくことは容易ではありませんが、桐生市議会としても新庁舎整備に合わせて検討していくべき課題であり、更新のタイミングにおいて ICT に対応した議会運営への転換に取り組んでいく必要があります。議事堂全体のネットワーク (Wi-Fi) 環境の向上等も必要となるため、タブレット端末の導入に当たっての環境整備に関する具体的な検討に際しては、必要な予算への協力を当局に要望いたします。

議会だよりについて、桐生市議会においても議会改革推進協議会において議会だよりの見直しの議論が進んでいます。今後、具体化していく議会だよりの見直し案の中では、ページ数の増加、カラー又は 2 色刷り化などが検討されているところです。来年度以降の予算確保に向けまして市当局のご協力をお願い申し上げます。

最後に「施策評価・政策提言」についてですが、北上市議会では市の総合計画の施策を 3～5 項目選定し評価を実施しています。この仕組みは非常に先進的

であり、議会のチェック機能として重要な役割を果たすことが期待されます。一方で、桐生市では当局による施策の評価が実施されていない状況などもあり、まずは当局又は第三者機関による施策の評価が実施されたうえで、それらを検証するための議会主導による施策の評価という流れを構築していくことが必要です。桐生市においても施策の評価が行われることにより、客観的に市政全体の施策の進捗を確認することができることから、当局・議会ともに実施できる形について具体的な検討の実施を要望いたします。

桐生市議会 議会運営委員会 行政視察報告書

視察都市	岩手県奥州市（人口 112,216人）
視察日時	令和4年10月25日（火） 午前10時00分 ～ 午前11時30分
視察項目	・効果的な議会運営について

◎視察概要

（1） 説明要旨

挨拶：副議長 加藤清

説明：議会運営委員会委員長 藤田慶則 副委員長 小野優 議会事務局職員

奥州市は広大な面積を有する。H18年に合併、13万人の人口だったが、11万まで減少した。地方自治体の今の状況を反映している。面積は岩手県内有数だが人口が減っている。効果的な行政運営は難しくなっている。桐生市は人口規模はあまり変わらないが面積は奥州市の3分の1であり効果的な行政運営ができていないのではないかと推測している。この3月に選挙があったが無選挙でありコミュニティーの力が弱っているのではないかと考えている。情報発信やより効果的な行政運営をしていきたい。効果的な議会運営を前向きにとらえていただき少しでもお役に立てたら幸いです。農業が主たる産業であるが米を取り巻く環境は厳しく、250億の産出量があるが以前に比べて100億あまり減っている、他の産業や農産物の開発もしていかなければならないと考えている。

議長の所信表明（2022年3月）

① 実行目標と工程の明確化

- ・各委員会の見える化の推進
- ・アウトカムの評価・公表
- ・議会ICT推進方針の明確化

- ② 広報広聴活動の充実・強化
 - ・一体的な取り組み体制の整備
 - ・市民参画と市民意見の把握
 - ・市民に分かり易い情報発信
- ③ 政策立案・政策提言サイクルの充実・強化
 - ・決算・予算審査の連動により政策提言サイクルの構築
 - ・市民意見を反映させる仕組みづくり
 - ・各常任委員会の継続した政策提言の実施とフォローアップ
- ④ 議員間討議の制度化による十分な審議と市民への説明責任の明確化
 - ・対話ベースの議員間討議の明確化
 - ・十分な審議と合意形成、経過の明確化
- ⑤ 議員のなり手不足解消の調査研究と対策の実施
 - ・議員定数及び議員報酬のあり方の調査研究
 - ・小中高校生若者女性との模擬議会、ワールドカフェやあ議場見学会、主権者教育の推進

議長マニフェスト実行計画を公表、議会運営委員会、常任委員会、議会改革検討委員会、議会広報広聴委員会、市政調査会の各工程表を作成。

新たな情報戦略の展開

- ・タブレット端末の導入とペーパーレス化
- ・FACEBOOK・TWITTERの開始
- ・FM放送「電波に乗せて！奥州市議会」
2週に一回時間帯を変えて再放送、合併のしこりが残っていて議員の意識も変わっていった。

情報戦略の多角化（2018年6月から）

- ・議案・全員協議会・政務活動費資料の完全公開
- ・タブレット・スマホ対応の議場放送開始
- ・「市議会だより」のリニューアル
- ・INSTAGRAMの開始

コロナ過での情報展開（2020年3月から）

- ・タブレット端末でのオンライン会議・調査・視察の実施
- ・LINEWORKSによる連絡手段の新設
LINEのビジネス版アプリ 既読・未読が分かるので安否確認もできる被

- 災報告や委員会などのグループでも活用
- ・議会BCPの策定
 - ・GOOGLEフォームを活用し政策提言の為のオンラインアンケートの実施

前議長の・副議長の所信表明（2018年3月）で委員会活動の強化や情報公開の強化を明言、政策立案ガイドライン（2019年5月）に策定政策立案、政策提言を決議で重みを付けるため「政策決議提案」へ変化させた。

政策決議提案サイクル

- ・課題の掘り起こしとテーマの決定
- ・市民意見の把握
- ・市の現状を調査
- ・先進自治体を調査
- ・市当局との協議と市民意見の調整
常任委員会担当書記は課題背景確認と提言ブラッシュアップ、常任委員会はフォローアップでの活用
- ・議会発議案提出
- ・発議案の可決と提言書提出
- ・一般質問・委員会調査で是正要求

当局計画への組込戦略こそ早期実現の決めて

当局の検討時期に照準を合わせ提言すれば計画の搭載で施策の実現可能性が高まる。例：公共交通施策に関する政策提言書、農業振興及び地域6次産業化の推進に関する政策提言書、食品ロス削減推進計画の開始

決算予算審査連動のサイクル（2022年9月）決算認定にかかる政策提言付帯決議を連動してサイクルの形成。決算で提言を指摘し、予算に反映させる。

原点回帰へ：議会基本条例の検証開始（201年10月）

- ・条文ごとの評価と検証を開始、自己評価後会派で目合わせをして会派評価を提出してもらう。

議会基本条例改正を発議（2021年12月）検証報告書の決定と条例改正事項の決定、PDCAサイクルシート・行動計画を決定。奥州市議会はチェックと提言による二刀流議会で市民の負託に応える。

(2) 主な質疑応答

久保田：新しい取り組みとして議長マニフェスト、所信表明は同時に議場でやるのか、段取りはどうしているか？議長当選後にマニフェストは調整されていると思うが委員会のミッションはスムーズに行われたか？

A：ほかの候補者がいたが時間制限の都合上、5分以内で議長二人、副議長3名の所信表明があった、工程表は自分で作ってきたが事務局がブラッシュアップをした。当選後は関係する正副議長の意見をまとめ各委員会では異論はあったが理解を得られた。

久保田：予算要望サイクルは素晴らしい取り組みだが、決算からの提言は1年越しになるが、今進んでいるプロジェクトに関する事は難しいが当局との調整の難しさは？

A：今回の仕組みを作るにあたり、各委員会でも所管事務調査をしっかりとやっていただいているので調査をしっかりとやっていただいている。条件付き議決が法的に抵触していないか疑問があったが、委員会の委員長にしっかりと裏取をしていただくようお願いしている。決算特別委員会が作られるが、各常任委員会で付帯決議を議論していただき文章を作成、特別委員会で最終決定。本会議で委員長報告として付帯決議があったことを報告、本会議で委員会発議で付帯決議を議決。その場で市長に提言。

園田：議員間討議は非常に重要であるので討議を活発化させるため議会提要や規則をかえたりした経緯はあるか？市長に提案した要望が全員の意見を取り入れるとぼんやりとしてしまうのではないかと、またフォローアップはどのようにしているか？

A：ルールを設定してはいないが議員間討議はワールドカフェ形式で対話的に行っている。陳情などで議員間討議は活発化されていると思う。また今現在もどのようにしていくか調査研究している。

A：付帯決議で20項目も出している、当局として引き続き行っていくなどの答えが多かったが決算委員会で委員に要望を集約していただき、ピンポイントで要望はできていると考える。一般質問などでフォローアップしてゆきたい。

(3) 参考となる点及び課題

奥州市の議会改革の取り組みは先代議長の所信表明で議長マニフェストを作って市民へ公表したところから始まったようである。その中でも政策立案・政策提言サイクルの充実・強化を訴え、決算・予算審査の連動による政策提言とフォローアップが特徴的である。各常任委員会が出された政策提言を本会議にて「政策決議提案」として可決し、政策提言書に重みを加えているようである。またその実現性を担保するために決算審査で提言を指摘し、できていないところがあれば予算にて反映できるよう決算認定における政策提言付帯決議案も上程し採決しているとのことである。この取り組みは桐生市議会としても見習う余地があり、本会議での採択が議会としての本分を發揮せしめる取り組みと考える。